

平成24年第4回上里町議会定例会会議録第3号

平成24年6月6日（水曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 7 （町長提出議案第40号）上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 （町長提出議案第41号）児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について

日程第 9 （町長提出議案第42号）平成24年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

日程第10 （選挙 第13号）児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙について

出席議員（13人）

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	福祉子ども課長	飯島雅利君
健康保険課長	関口静君	まち整備課長	坂本浩之君
産業振興課長	野田浩一郎君	学校教育課長	木村隆之君
図書館長	豊田昇君		

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 主 査 戸 矢 信 男

開 議

午前9時00分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第40号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（高橋正行君） 日程第7、町長提出議案第40号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第40号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第40号について、上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

児童福祉法その他の法令により、医療費が公費負担される施設に措置入所している者を対象外とする規定等を追加するため、上里町子ども医療費支給に関する条例について所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

上里町子ども医療費支給に関する条例第3条で、医療費の支給対象となる者を上里町の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子どもの保護者と規定しております。ただし書きで、生活保護法により保護を受けている者、児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例に基づき、医療費の支給を現に受けている者を支給の対象外としております。

今回の一部改正につきましては、児童福祉法その他の法令による措置により医療費が公費負担される施設に入所している者は、実際の運用において既に支給対象外としておりましたが、内容の明文化を行うため、第3条ただし書き中、「里親に委託されている者」の下に、「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」、これは児童養護施設、母子生活支援施設などがございます。「又はその他の法令による措置により施設等に入所し」、これは感染症による措置入

院を想定したものでございます。「対象のこどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各項による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担されている者」を追加するものでございます。

また、第6条で、こども医療費の受給者の登録について規定をしておりますが、第1項中「提出しなければならない」を「提出してこども医療費受給資格の登録を受けなければならない。」に改め、第3項を第4項とし、新たに第3項として、協議離婚中で別居している場合は、子どもと同居している者を受給資格者と認定する規定を追加するため、「前項の規定にかかわらず、町長は、対象のこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該こどもと同居している場合は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格証を交付しなければならない」を加えるものでございます。

附則でありますけれども、施行期日は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上で、上里町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設またはその他の法令による措置により施設等に入所している児童、だから対象者ですね、今上里町には何人おられるのか、お尋ねいたします。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 説明いたします。児童福祉施設に措置入所している者については76人おります。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第40号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第41号 児玉都市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について

議長（高橋正行君） 日程第8、町長提出議案第41号 児玉都市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第41号 児玉都市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について。

御提案申し上げました議案第41号について、児玉都市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

児玉都市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書第1条に規定する対象施設に、本庄市若泉運動公園多目的グラウンドを加えることの変更を行うため、新たに公の施設の相互利用に関する協定書を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

この公の施設の相互利用とは、児玉都市及び深谷市の住民の方であれば、対象施設となっている公共施設を設置市町の住民と同じ料金で使用することができたり、設置市町の市民、町民に利用が限られていた施設を児玉都市及び深谷市の市民、町民が広域的に利用できる制度であります。

この制度につきましては、平成10年に児玉都市6市町村で構成する児玉都市21まちづくり協議会の中で調査、検討が行われ、各市町村で協議を行い、議会での承認後、協定書を締結し、平成11年2月1日から相互利用が開始されました。

その後、平成13年4月1日から岡部町が新たに加入し、平成18年1月1日から神川町と神泉

村の合併、深谷市と岡部町の合併による変更があり、同年1月10日から本庄市と児玉町の合併により、その都度、協定の変更協議を行い、協定書の締結を行っております。

今回、本庄市若泉運動公園多目的グラウンド、ここは旧市民プールの跡地に少年サッカーコート、フットサルコートの人工芝、夜間照明の施設でございます。その多目的グラウンドを新たに加えるため、第5回の協定書の締結を行うものでございます。

次に、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書の主な内容について、御説明を申し上げます。

第1条ですが、公共施設の相互利用できる対象施設を記載しております。

別表の改正点ですが、別表の各市町施設の並び順を文化施設、スポーツ施設、福祉施設の順に統一し、備考欄を削除しております。

次に、対象施設ですが、先ほど申し上げましたように、本庄市の施設の追加などのため、別表の見直しを行い、従来の100施設から72施設に改めるものでございます。

なお、この協定は平成24年7月1日から施行するものでございます。

以上で、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

ただいまの説明ですと、1施設を新たに加えたということでありますけれども、100施設から72施設に数が減ったということは、1施設加えたのに減ったところの理由を1点お願いしたいのと、もう1つは、上里町が8施設をこの中に含まれているわけなんですけれども、上里町の8施設に対する他市町村の利用状況は前年度、前年度というか、この間実施してきたどの程度の%なのか。また、逆に上里町の住民が本庄、深谷、美里ですか、神川町を利用している%というんでしょうか、どの位なのか、把握してありましたらお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） 先ほど沓澤議員さんからの御質問についてお答えをさせていただきます。

100施設を72と改めましたということで御説明申し上げたところでございますけれども、既に施設の廃止が行われた施設がございまして、3市町で11施設がこの間、廃止が行われてございます。

また、相互利用協定が不要となった施設がございまして、4市町で21施設ございました。

また、今回の協定の締結に合わせて施設の名称等の変更等が行われてございますので、これらの名称等の変更については、3市町で23施設ございます。

また、名称変更によりまして利用施設が統合された施設につきましては、2施設となっております。

こういった数を合わせますと、今72施設という状況でございます。

数の削減の理由については以上でございます。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 相互利用の中で、上里町で協定を結んでおります8施設の中で、他の市町からの利用状況はどのような状況かという御質問だと思いますけれども、8施設の中で主なもので申し上げますと、1つは老人福祉センターでございます。老人福祉センターについては、昨年度の統計でいきますと、施設そのものの利用者が1万5,394名でございます。そのうち、無料・有料を含めまして町内が1万2,154名、町外が2,235名ということでございます。トータルでいきますと、町外の利用者がパーセントでいうと21%程度ということでございます。

もう一つ、図書館でございますけれども、図書館については、22年度のデータが今ここにあるわけでございますけれども、その中で貸し出し者数が3万9,000人程度でございます。そのうち、広域利用ということで利用者については8,067名。そのうち本庄市が6,300名ということで、リストからいうと本庄市の利用者が多いということでございます。図書館については、近隣の中では蔵書数も他の図書館から比べても非常に充実しているということから、他の市町からも広域利用ということで活用いただいております。

以上、老人センターと図書館ということで、他については、また資料がありましたら後ほど提供させていただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） 逆に、上里町から他の市町村の利用状況ということなんですけれども、従来は児玉郡市21まちづくり協議会という組織があったわけでございますけれども、ここで実態の把握をしていたところでございます。しかしながら、21まちづくり協議会につきましては、平成23年8月24日をもって既に解散してございまして、それぞれどういった利用状

況といったことにつきましては、市町村間の集計をされていない状況でございますので、上里町の住民の方は、本庄や深谷の施設利用についての状況については、現在、把握がされていない状況でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） まちづくり協議会ですか、そちらが解散したということでありませけれども、23年8月までは機能していたわけでありませるので、全部とは言いませんが、主に上里町の町民が比較的利用して、数までは言いませんけれども、住民ニーズを把握したいと思ひますので、比較的利用していたのはどこなのか、わかりましたら御説明願ひたいと思ひます。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） 21まちづくり協議会のまとめ役が、組織がなくなったということでございますので、各協定を結んでいる市町に対して、上里町のほうから逆に上里の利用はどうだったでしょうかということが把握できるかということになるかと思ひますので、各市町の担当のほうに、情報の提供ということでこちらからご依頼をさせていただいて把握に努めてまいりたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第41号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第42号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第1号）

議長（高橋正行君） 日程第9、町長提出議案第42号 平成24年度上里町一般会計補正予算

(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 御提案申し上げました議案第42号 平成24年度上里町一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

平成24年度上里町一般会計補正予算(第1号)、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,207万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,407万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

2ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、款14国庫支出金は、児童手当(子どものための手当)、システム改修費補助金として91万円の増額補正を行います。

款15県支出金は、緊急雇用創出基金事業補助金として3,800万1,000円の増額補正を行います。

款19繰越金は、前年度繰越金として316万6,000円を追加補正し、1億316万6,000円といたします。

以上で、歳入補正額の合計は4,207万7,000円となっています。

次に歳出ですが、款2総務費は庁舎冷暖房に関する蓄熱槽の水位センサーの修繕料、公共施設再配置等見直し懇談会の学識経験者等謝礼及び小中学校の情報ネットワーク構築の3事業で148万6,000円の増額補正を行います。

款3民生費は、児童手当への制度移行に伴う電算システムの改修に係る費用を計上しております。

款7土木費は、緊急雇用創出基金事業補助金を活用し、道路台帳デジタル化業務委託事業に3,220万円の増額補正を行います。また、町営四ツ谷団地住宅の浄化槽ブロワーの修繕料を計上しています。

款9教育費は、緊急雇用創出基金事業補助金により、各小中学校7校へ1名ずつ、通常学級に在籍する軽度発達障害児童生徒の支援員の配置を行うため、教育委員会事務局運営事業に580万1,000円の増額補正を行います。また、図書館のブロワー修繕料を計上しています。

歳出補正額の合計は、歳入補正額と同額の4,207万7,000円となります。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細説明については、担当課長から御説明申し上げます。
議長（高橋正行君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。
総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、お手元に配付してございます各課別の資料で御説明を申し上げさせていただきたいと思えます。

補正予算の1号でございますけれども、一般会計でございます。ご覧のとおり、表は各課別でそれぞれ主な収入、歳出等を記載してございます。

まず、総務課でございますけれども、歳出補正49万4,000円でございます。主な歳出につきましては、庁舎管理事業として49万4,000円を補正するものでございます。庁舎の屋上に蓄熱交換器の装置があるわけでございますけれども、こちらの水位センサーが故障したため、この修繕を行うものでございます。

続きまして、総合政策課でございますけれども、歳入が316万6,000円の補正、歳出が99万2,000円の補正となっております。主な歳入では、繰越金316万6,000円を補正するものでございます。歳出につきましては、企画振興事業として15万2,000円でございます。本年度、設置予定しております（仮称）公共施設再配置等見直し懇談会における学識経験者の謝礼を報償費として計上してございます。会議数にして4回程度を予定しているものでございます。

続きまして、情報ネットワーク事業で84万円でございます。まず、需用費の修繕料でございますけれども、財務会計システムサーバーの無停電電源装置、こちらのほうのバッテリーが既に消耗しているために、この修繕を行うため4万8,000円でございます。そのほか役務費10万4,000円、委託料34万7,000円、工事請負費4万1,000円、それから備品購入費30万円につきましては、現在、財務会計システムで使っております各小中学校7校分でございますけれども、このネットワーク回線を改めて光回線に改修するための費用でございます。

続きまして、福祉こども課でございますけれども、歳入について91万円、歳出について91万円それぞれ補正を行うものでございます。主な歳入につきましては、国庫補助金として児童手当（子どものための手当）システム改修補助金91万円。同じく歳出につきましても同様、91万円ということで、10分の10の補助となっております。御案内のとおり、今回、児童手当に制度移行ということになりましたので、改めてシステム改修が必要となったため、計上するものでございます。

続きまして、産業振興課でございます。歳入につきましては、3,800万1,000円でございます。歳出はございません。主な収入といたしましては、県支出金として、緊急雇用創出基金事業補助金3,800万1,000円でございます。改めて埼玉県のほうから追加要望調査がございまして、上

里町では2件追加要望したところ、4月27日に内示があったため、本件についての補正を行うものでございます。それぞれ歳出については、それぞれの担当課で計上してございますので、そちらで御説明をさせていただきます。

続きまして、まち整備課でございます。歳入はなく、歳出といたしまして3,314万5,000円を補正するものでございます。主な歳出でございますけれども、道路台帳デジタル化業務委託事業として3,220万円でございます。先ほど御説明申し上げました緊急雇用創出基金事業として、10分の10の補助率によるものでございます。現在、道路台帳については、紙ベースで管理をしておりますのでございます。この道路台帳図のうち、現況図、台帳図、調書、平面図等につきましてデジタル化を行うものでございます。続きまして、住宅管理事業として94万5,000円を計上してございます。町営住宅の浄化槽でございますけれども、この中にあります水中プロワ―が1台故障したため、交換するものでございます。

続きまして、学校教育課でございます。補正につきましては、歳出補正580万1,000円となっております。主な歳出内容でございますけれども、教育委員会事務局運営事業として580万1,000円でございます。緊急雇用創出基金事業を活用して行うもので、10分の10の補助率となっております。先ほど御説明がありましたとおり、小中学校7校に支援員を配置するものでございまして、それに係る賃金、共済費を計上しているものでございます。

続きまして、図書館でございます。歳出補正といたしまして73万5,000円を補正させていただいております。主な歳出ですけれども、図書館運営事業として修繕料73万5,000円を計上してございます。図書館にございます浄化槽のうち水中プロワ―、先ほどの四ツ谷住宅団地と同様でございまして、2基あるうちの1基が故障したため、この1基を交換する費用として73万5,000円を計上しているところでございます。

以上で資料説明のほうを終了させていただきます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

質問したいのは、国庫補助金の児童手当システム改修費補助金についてであります。これは10分の10で、100%一般会計からの持ち出しはないということでありましてけれども、じゃ全部国庫が出すからいいんじゃないかというふうにはならないと思うんです。なぜかという、国は財政が厳しいと言いながら、こういう場当たりの制度的な改正によってシステム改修費、近

年、子ども手当に変えたときにもシステム改修費、またさらに変えてシステム改修費。上里町でこの間、このための子ども手当に関するシステム改修費でどれだけお金を使ってきたのかを1点お聞きしたいと思います。それが全国的に集まった時に幾らになってきたのか、そのことについてお尋ねしたいというふうに思います。これ町の責任じゃありませんけれども、数字的に知っておきたいなというふうに思います。

それと、学校教育課のところの賃金でありますけれども、小中7校に支援員を置くということで、前回の緊急雇用の時にもそういうふうな形で支援員が配置されたというふうに思います。この金額で支援員の皆さんが、どの位の時間帯、どういう形で配置を学校にできるのか、伺いたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 子ども手当の関係でございますけれども、今回システムの改修費ということで91万円を計上したわけでございます。議員さんからもお話がありましたように、政権が交代した関係で、児童手当、子どものための手当ということで、いろいろな考え方が毎年のように変わってきているということでございます。そういう面で、それを実施する市町村については、非常に事務的にいろいろな面で複雑なことが多くなっているわけでございます。今回は改修費ということで、全額出ているわけでございますけれども、それに伴う事務費、また、準備する職員の体制等々は大変苦慮しているのは上里町だけではなく、全国的な問題だと思えます。金額について制度が変更したり、また、見直しをされた中での全体的な改修費用はどの位かかったのかということは、今現在、持ち合わせておりませんので、ここ何年かの改修関係の費用を積み上げて、後日報告をさせていただきます。

議長（高橋正行君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村隆之君発言〕

学校教育課長（木村隆之君） それでは、発達障害支援員の設置の関係でございますけれども、9月1日から来年の3月まで設置をするということで、7カ月間、週5日、8時間勤務で各小中学校に配置をするということでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありますか。

12番、伊藤 裕議員。

〔12番 伊藤 裕君発言〕

12番（伊藤 裕君） 補正予算のほうですが、まち整備課の道路台帳デジタル化業務委託事業3,220万円、どういことをするのか内容がわからないので御説明願いたいのと、それを

するメリットをあわせて説明していただきたいと思います。

議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

まち整備課長（坂本浩之君） ただいまの御質問でございます。まず、道路台帳デジタル化の業務について、どのような内容かということでございます。

道路台帳につきましては、町の管理する道路につきまして、幅員ですとか延長ですとか舗装の状態、そういったものを今、図面とか調書で管理しているところでございます。これは、道路台帳につきましては、道路法で道路管理者が管理するというふうに定められておきまして、現在、紙ベースで図面で数十枚、調書で数十冊という非常に大量な紙で、現在、道路の状況を管理しているところでございます。これを道路台帳のデジタル化ということで、図面をデジタル化いたしまして、職員がパソコン上で見やすくなるとか閲覧、また、道路図面の加工が簡単になる。また、様々なデータがデジタル化することによって、道路の占有情報ですとか道路の位置、標識情報とか、いろんなものがデジタル化することによって道路の管理情報として載せられるということで、デジタル化することで非常に職員の事務も簡素化されますし、また、管理についても適正に管理が行えるということで、メリットがございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） ただいまの伊藤議員の御質問に関連なんですけれども、今回緊急雇用創出基金事業を利用してということで、追加をお願いしたところ、内示が出たということで、この事業はわかるんですけれども、この事業委託の委託先はどのようなところを想定しているのかということと、これ毎度のことなんですけど、県のこの緊急雇用創出基金制度、これで本当に緊急に雇用創出しなければならない方々の雇用が創出されるのか。毎度毎度、疑問のことなんですけど、こういう制度があるから、いいようにこの分、これ使ったらどうだいという、いただいたものだからいいんじゃないということにならないように、ぜひともお願いしたいんですけれども、その辺の御説明をいただきたいと思います。

議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

まち整備課長（坂本浩之君） まず、委託先という御質問でございますけれども、委託先につきましては、道路台帳ということで、道路の測量設計を実施している業者さんのほうに委託するような形、指名競争入札等を行って委託するような形になると思います。

また、緊急雇用の雇用創出という観点におきましては、この緊急雇用創出促進事業につつま

しては、事業費の半分以上を緊急雇用の、新たに雇用創出ということの人件費に使いなさいということになっておりますので、そちらについてはそのような雇用創出ということで、新たに人を雇うことで使っていったりと、そういう形で委託業者も適正に管理していくというような形で行ってまいりたいと考えております。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 1番、植原でございます。

このA4判の横の一般会計の説明書の企画振興事業の報償費15万2,000円のところですけれども、学識経験者等謝礼として15万2,000円でありますけれども、先ほどちょっと聞き漏らしてしまったので、確認をちょっとさせていただきたいと思います。

公共施設の改廃、何と言ったのかそこら辺と、会議4回分、何人分、そしてメンバーはどんな人が当たられるのか。そしていつ頃から動き出すか、そこら辺のところをお願いしたいと思っております。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回の補正で15万2,000円ということで、公共施設の再配置等の見直し懇談会の学識経験者の謝礼ということでございます。これは町の公共施設の管理運営について、議会からもいろいろな面であり方についての御意見、御質問等もいただいております。そういう面でいろいろな課題が出ているわけでございます。

行政改革の一環として、場内で検討委員会を設定いたしまして、昨年、今年という形で今検討しているわけでございます。具体的には、現在の公共施設の全体的な適正の配置、また、管理運営の方法について、指定管理者制度の検討、耐震化や維持修繕の中長期的な見直し、こういうものを場内で検討しているところでございますけれども、今回、上里町では多分初めてだと思いますけれども、こういった見直しの懇談会ということでございます。

これは公共政策の専門家ということで、議決をいただければ大学の先生を想定しておりますけれども、そういった方に、第三者的な見方から全国の状況を把握しながら、違った視点で公共施設のあり方についてまとめていただくリーダーとして、お願いをしたいということでございます。都合4回程度お願いをいたしまして、その方1名分の謝礼ということでございます。

メンバー的には10人程度ということで、この方と、また、上里町の中で委員等を選びまして、10名で構成をいたしまして、4回程度いろんな意見交換をさせていただいて、公共施設のあり方についてのまとめをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

町の事務レベルでの検討会と行政改革の委員会をあわせて、この懇談会の意見を踏まえて、今年から方向性を出していきたいということでございます。具体的には、集会所、隣保館の施設のあり方、中央公民館とワープ上里のあり方、また、大変施設が老朽化しておりますので、そういった施設の耐震化修繕等の中長期的な計画、また、指定管理者のあり方、そういうものをこの懇談会、または町の組織をあわせて、ここ一、二年で検討していきたいというものでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第42号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 9時44分休憩

午前10時00分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 選挙第13号 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙について

議長（高橋正行君） 日程第10、選挙第13号 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙についての件を議題とします。

児玉郡市広域市町村圏組合管理者より、広域市町村圏組合議員の欠員に伴い後任議員の選出依頼がありました。これより児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議会議員には、4番、高橋正行を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました4番、高橋正行を児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4番、高橋正行が児玉郡市広域市町村圏組合議会議員に当選しました。

当選した4番、高橋正行に会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

なお、児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙における当選承諾は、後ほど文書をもって提出をいたします。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時06分散会